事務連絡

公益社団法人日本動物用医薬品協会 会員各位

> 公益社団法人日本動物用医薬品協会 事務局

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり薬事監視指導班長からの事務連絡がありましたので、お知らせします。